

軽微な犯罪類型の系譜——違式註違條例から軽犯罪法へ

山火正則

目次

- はじめに
  - 一 軽微な犯罪に関する法令の概要
    - 1 違式註違條例
    - 2 旧刑法
    - 3 警察犯処罰令
    - 4 軽犯罪法
  - 二 軽微な犯罪類型の系譜
    - 1 法定刑の対照
    - 2 犯罪類型の対照
- おわりに

## はじめに

軽犯罪法は、「日常生活における卑近な道徳律に違反する軽い罪を捨うことを主眼とし」、編纂されたものである。<sup>(1)</sup>しかし、かつて罪とすべしとされたものが今なおそのまま妥当するとは限らない。これを罪として扱うべきか否かの評価は、それが日常生活上の卑近な道徳律違反に関するものだけに、時代の状況や価値観の影響を受けやすいからである。罪の内容となる事実関係に変化の生じていることもある。<sup>(3)</sup>

他方、軽犯罪法は、軽い罪に関するものとしても、それが犯罪と刑罰を定めるものである以上、罪刑法定主義の支配を受けるのは当然である。その内容は、適正なものでなければならず、処罰の必要性と根拠を備えたものでなければならぬ。<sup>(4)</sup>

それが施行されてから六〇余年、日本社会には、多方面にわたり大きな変化が認められる。軽犯罪法は、右に述べたような観点からの検証を必要とする時期にきているように思われる。その際、その史的・比較法的知見の重要であることはいまでもない。本稿は、そのための基礎資料のひとつとして、これまでに現れた軽微な犯罪に関する各法令の定めた犯罪類型について、その罪質・行為態様に共通性があり、系統性があると認められるものを対照させ、これを軽微な犯罪類型の系譜として示そうとするものである。

対象とする法令は、各地方連式註違條例（一八七三年（明治六年）七月一九日太政官布告二五六号。以下、「違式註違條例」という。）、刑法（一八八〇年（明治一三年）七月一七日太政官布告三六号。以下、「旧刑法」という。）、警察犯処罰令（一九〇八年（明治四一年）九月二六日内務省令一六号）、軽犯罪法（一九四八年（昭和二十三年）五月一日法律三九号）である。また、旧刑法の改正過程において一八九〇年（明治二十三年）一二月上旬に得られ、第一回帝国議

会提出案の基礎となった改正刑法草案（以下、「明治二十三年案」という。）も、参考として取り上げることにした。ここには、注目すべき多くのものが含まれているからである。

なお、この種のものとして、すでに伊藤栄樹氏によるものがあるが、各法令の定める罪相互間の系統性に疑問をもたせるものなど、修正を要するものも少なくない<sup>(6)</sup>。また、明治二十三年案は、ここには取り上げられていない。

### 注

(1) 第二回国会衆議院司法委員会会議録第二号二頁。

(2) ここには広範囲にわたり多種多様の罪が拾い上げられている。第一条は、その罪を三四の類型に整理し、これを同じ法定刑のものに一括規定している。これは、違式註違條例が法定刑を二段階に、旧刑法第四編違警罪が五段階に、警察犯処罰令が三段階に分けていたのに対して大きな特徴である（ちなみに、明治二十三年案は、第四編違警罪を「第一章 秩序ニ關スル罪」、「第二章 衛生ニ關スル罪」、「第三章 風俗ニ關スル罪」、「第四章 身體、財産ニ關スル罪」に分け、それぞれに数段階、合計一九段階の法定刑を設定し、そのもとに各罪を規定していた）。

罪の配列については、おおむね前半が社会的法益、後半が個人的法益に対するものとなっている。しかし、ここには必ずしも一貫性があるわけではない。のぞき見の罪（二三号）がその前後を社会的法益に対する罪と思われる規定には含まれていること、あるいは動物使喚の罪が保護法益を異にする牛馬驚奔の罪と共に規定されていること（三〇号）などには、異論もありえよう。このようなことは、それぞれの罪の処罰根拠について十分な検討がなされたのかについて疑念をもたせることになる。

(3) 例えば、「威勢を示して……割当物資の配給を待ち、……若しくは割当物資の配給に関する証票を得るため待つてゐる公衆の列に割り込み、若しくはその列を乱した」行為を罪としたのは（二三号）、当時の特殊な社会的事情によるものであろう。

(4) 例えば、兇器携帯の罪（二二号）は、実際には人の生命・身体に対する危害へと展開することがあるとしても、それじたいは法益侵害の抽象的危険すら含むものではない。「正当な理由がなく」「隠して」携帯することを処罰するとし、処罰範囲の適正性を確保しようとしてはいるが、検討の余地はある。

(5) 伊藤栄樹『軽犯罪法』五頁以下（立花書房、再訂版、一九七四年）

(6) 例えば、次のようなものがある。同じ系統に属するとされているが、行為態様が異なり適切でないものとして、軽犯罪法一条六号

(消灯)と違式誣違条例一九条(常灯台破毀)・旧刑法四二七条一五号(街路樹・常灯・厠場等毀損)、軽犯罪法一条一三号(粗暴言動・行列割込等)と警察犯処罰令二条一五号(混雑助長)、軽犯罪法一条一八号(要扶助者・死体等不申告)と旧刑法四二六条九号(変死者密葬)など。結果発生の要否について異なるものがあり適切でないものとして、旧刑法四二七条一号(車馬疾駆行人妨害)と違式誣違条例四三条(小路馬車馳走)など。

また、軽犯罪法一条九号(火焚・火氣濫用)の系統に属するものとして、違式誣違条例一七条(火技濫用)が挙げられているが、これは軽犯罪法一条一〇号(銃砲・爆発物濫用)の系統に属するものである。「火技」は花火などを予定するものであり、伊藤氏じしんも、花火を含む「烟火」の濫用を定める旧刑法四二五条四号については軽犯罪法一条一〇号の系統に属するものとして、さらに、軽犯罪法一条一八号(要扶助者・死体等不申告)の系統に属するものとして、警察犯処罰令二条一〇号二項(死屍等現場変更)・旧刑法四二五条八号(死屍不申告・移動)が挙げられているが、これは軽犯罪法一条一九号(変死体現場変更)の系統に属するものである。

軽犯罪法一条七号(水路交通妨害)の系統に属するものとして、違式誣違条例六四条(海苔乾場妨害)が挙げられているが、おそらく筏を通船妨害となる場所に停泊する罪などを定めた東京府違式誣違条例六四条(一八七四年(明治七年)一月二〇日太政官指令・同年二月八日東京布達第七号により追加)との混同である。

なお、ここには違式誣違条例八〇条(水車・水碓等妨害)が欠落している。

## 一 軽微な犯罪に関する法令の概要

1 違式誣違条例 「國中ノ安寧人民ノ健康ヲ警保スル」ために(一八七三年(明治六年)八月一二日司法省布達一三〇号)、日常生活上の軽微な違反行為に対する制裁を定めたものである。日本に近代的な法典の生まれる前のものであるが、すでにフランス刑法の翻訳など西欧法系の継受へ向けた準備が政府部内において進められていたこともあり、条立てによる編纂方法がとられている。

制裁の対象となる行為は、これを「違式ノ罪」と「誣違ノ罪」に分け、前者として三六種(六条以下)、後者として



四七種（四三条以下）、合計八三種の罪を定めている（当初、八五種の罪が予定されていたようであるが、布達されたもののうち三八条、五七条に法文はない）。さらに、「地方ノ便宜ニ依リ斟酌増減」することが認められていたから、実際に地方において施行されたものには相違が認められる。

これらの「罪ヲ犯ス者」に対しては、「贖金ヲ追徴ス」とした（一条、二条）。「贖金」は、いうまでもなく刑罰である。このことは、違式又は註違の罪を犯した「無力ノ者」はそれぞれ「答罪」、「拘留」に処するとし、さらに、いづれについても「適宜懲役ニ換フ」として換刑処分を用意していたことから明らかである（三条）。また、人に損失を蒙らせたときは、先づ「損失ニ當ル償金ヲ出サシメ」、「後ニ贖金ヲ命スヘシ」としているのも、このことを示している（五条）。日本初の近代刑法へ向けた立法作業が進み、旧刑法の基礎となる日本刑法草案（一八七七年（明治一〇年）一月脱稿）が西欧風の刑罰体系を採るようになると（六条以下）、この「贖金」も「科料」に改められた（一八七八年（明治二年）一〇月太政官布告三三三号）。

このように、違式註違条例は、犯罪と刑罰を定めたものとして刑法であり、軽犯罪法の源ともいえるべきものである。しかし、やがてこの種の社会生活上の軽微な違反行為は、違警罪として旧刑法に編入されることになり、その施行にともない一八八二年（明治五年）一月一日廃止された（一八八一年（明治四年）七月八日太政官布告三六号）。

2 旧刑法 拘留・科料を主刑とする軽微な罪を「違警罪」とし（九条）、これに当たる罪を第四編に規定した。法定刑を五段階に分け（四二五条〜四二九条）、そのもとに合計七一種の罪を定めた。なお、地方において、その便宜により違警罪を定めることを認めていた（四三〇条）。

旧刑法は、その施行前から日本の実情に合わないという批判にさらされ、施行直後から改正への具体的な動きが活発化していた。そして、一八九一年（明治二四年）になり、成案として得られて間もない明治二三年案が第一回帝国

議会に提出されるに至った。しかし、これは、総じて旧刑法の部分的改正にとどまり、違警罪とする罪についても、その第四編に定める罪をほぼ継承するものであった。

しかし、その第四編から一三ヶ条を削除し、あらたに違警罪として九ヶ条を追加したほか、第四編をさらに四章に分けるなど新しい試みも認められる(章名などについては、前掲注(2)参照)。追加したものとして、公然猥褻虐待等(四〇二条一号)や無銭飲食・乗船車(四〇九条)などがあるが、なかには旧刑法第二編「公益ニ關スル重罪輕罪」でないし第三編「身體、財産ニ對スル重罪輕罪」中の罪から違警罪へと変更したものもあつた。例えば、旧刑法が第二編の第六章「風俗ヲ害スル罪」として規定していた公然猥褻(二五八条)、猥褻物陳列・販売(二五九条)、礼拝所等不敬・説教等妨害(二六三条)について、明治三三年案は——第二編「公益ニ關スル重罪及ヒ輕罪」中の第一章「風俗ヲ害スル罪」としてではなく——第四編「違警罪」中の第三章「風俗ニ關スル罪」として規定している(三九九条〜四〇一条)<sup>8)</sup>。公然猥褻、猥褻物陳列の罪の扱いの変更には、注目すべきものがある。なお、これに関連して、姦淫なごについては、旧刑法も第三編「身體財産ニ對スル重罪輕罪」第一章「身體ニ對スル罪」中ノ第一節「猥褻姦淫重婚ノ罪」、また明治三三年案も第三編「私益ニ關スル重罪及ヒ輕罪」第三章「名譽ニ對スル罪」中ノ第三節「猥褻、姦淫ノ罪」として規定している。

しかし、この改正案は、衆議院の調査中に会期が終了して廃案となり、その後の改正作業に引き継がれることもなかった。改正作業は、むしろ旧刑法とは異なるものを求め、これを根本的に改正する方向に転換したからである。その頃、西欧において華々しく展開されていた新派刑法学が、近代化を急ぐ当時の日本の時代状況と犯罪増加に対する強い関心のもとに次第に有力化し、改正作業にも大きな影響を及ぼすようになっていたのである。

その余波を受け、違警罪についても大きな修正が加えられた。第一に、重罪、輕罪、違警罪の区別を廃止したこと

である。その区別が「罪質ニ基クモノニ非スシテ唯科ス可キ刑ノ異ナルニ因ル」にすぎないという理由からである。<sup>(9)</sup> 第二に、旧刑法の「違警罪中刑法ニ規定ス可キモノハ拘留又ハ科料ニ處スヘキ罪トシテ之ヲ第二編（罪）―著者注）ニ收容シ他ノ罪ト共ニ其種類ニ從テ之ヲ各章ニ參配シ」、<sup>(10)</sup>「其他ハ悉ク特別ノ立法ニ讓ルコト」にしたことである。違警罪の「多クハ地方ノ情況若クハ時急ニ應シ規定スヘキモノナル」ことを理由とする。ここに「特別ノ立法ニ讓ル」としてゐる点については、政府はすでに「命令ヲ以テ定メル」ことを予定していた。<sup>(12)</sup> このようにして、違警罪は、一九〇七年（明治四〇年）四月二十五日公布の現行刑法から姿を消し、あるものは第二編「罪」中に編入され、あるものは翌年九月二十九日公布の警察犯処罰令の罪とされた。

なお、違警罪については、その特殊な裁判手続との関係にも触れておく必要がある。もともと旧刑法の手続法として定められた治罪法（明治一三年七月一七日太政官布告三七号）は、違警罪に関する裁判を違警罪裁判所（治安裁判所）において行なうとしていた（三八条一項一号、四九条）。それにもかかわらず、政府は、その施行前に、「當分」の間これを警察において行うとし、<sup>(13)</sup>警察による司法権の一部行使を認めた。そして、最終的に、違警罪即決例（明治一八年九月二四日太政官布告三二一号）において、「警察署長及ヒ分署長又ハ其代理人タル官吏ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スヘシ」（二条）とし、警察による処分を恒久化した。ここにいう「即決」は、「裁判ノ正式ヲ用ヒス」、「被告人ノ陳述ヲ聴キ証憑ヲ取調ヘ直チニ其言渡ヲ為ス」というものである（二二条）。もつとも、即決に不服のある場合は違警罪裁判所に正式の裁判を請求することはできたが（三条）、多くの場合、即決による処分にとどまるのが実態であった。このような行政権による簡易にすぎない裁判手続は、違警罪を自由民権運動をはじめとする大衆運動弾圧の具として利用する道を開くものであった。

3 警察犯処罰令 現行刑法と同じく、一九〇八年（明治四一年）一〇月一日から施行された（附則）。法定刑を三

段階に分け（一―三条）、そのもとに合計五八種の罪を定める。これらの罪を「教唆シ又ハ幫助シタル者」も、「各本条ニ照シ之ヲ罰ス」とする（四条、刑法六四条）。但し、情状により「刑ヲ免除」することは認めている（四条但書）。なお、刑法六三条のような幫助者に対する従犯減輕の考慮はされていない。

その裁判手続は、旧刑法時代に引き続き、警察による司法権の一部行使を認めるものであった。刑法施行法（明治四一年三月二八日法律二九号）が「拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス」としたからである（三一一条。「他ノ法律」の意義について、その一条参照）。拘留又は科料に処せられる警察犯処罰令の定める罪は、違警罪即決例の適用については、旧刑法の違警罪と同じように扱うというのである。このようにして、その濫用を招く法的環境を用意された警察犯処罰令は、余罪追及のための手段として、あるいは労働運動・農民運動など社会運動に対する弾圧の具として利用され、人権上の配慮に欠ける重大な役割を演じることになった。

警察犯処罰令は、第二次世界大戦後、日本国憲法の施行（一九四七年（昭和二二年）五月三日）にともなう法令整備の過程において、一九四八年（昭和二三年）五月二日廃止<sup>14</sup>された。

4 軽犯罪法 警察犯処罰令に代わるべきものとして昭和二三年五月二日から施行された（附則一・二）。合計三種類の罪を定めたが、罪による法定刑の細分化はせず、いずれについても一律に「拘留又ハ科料に処する」とした（一条。前注（2）参照）。もともと、「情状に因り」、拘留・科料の刑の下限（刑法一六・一七条）を超えて「刑を免除」し、あるいは「拘留及び科料を併科」して刑を加重することは認めた（二条）。また、「教唆し、又は幫助した者」は、「正犯に準ず」とした（三条、刑法六四条<sup>15</sup>）。したがって、教唆・幫助した者についても、二条にいう刑の免除、拘留と科料の併科は認められることになる。なお、ここにおいても、刑法六三条のような幫助者に対する従犯減輕の考慮はされていない。

そのほか、軽犯罪法は、違警罪・警察犯処罰令時代の人権上の配慮を欠いた歴史的事実に対する反省から、異例ともいふべき規定を置いている。「運用上の注意」に関する規定である。このときすでに、その濫用を招くような法的環境は解消されていたが<sup>16)</sup>、当時まだ人々のなかに鮮明に残っていた記憶は、これが他の目的の手段として利用される可能性がなあるという懸念を払拭させるまでには至らなかつたのである。これには、ここに定める罪の多くが日常生活に密接に関係しており、なかには、ごく普通の人でもつい犯しかねないようなものも含まれていることが大きく作用したのではないかと思われる。衆議院において、原案にはなかつたこの規定を追加すべしとする修正案が提出され、第四条として置かれることになつた。「この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない」という。

## 注

(7) この換刑処分については、その後、数度の改正があつた。違式の罪を犯し「無力ノ者」に対する「笞罪」を「懲役」に改め(明治九年九月一四日太政官布告一七号)、さらにこれを「拘留」に修正した(明治一一年一〇月二一日太政官布告三三号)。このとき、註違の罪の場合についても「拘留」を「拘留」に修正している。註違の罪の場合と同じ刑名となつたが、その期間の長いところに相違が認められる(違式の罪の場合「五日ヨリ少ナカラス十日ヨリ多カラス」、註違の罪の場合「半日ヨリ少ナカラス四日ヨリ多カラス」)。拘留に改めたのは、懲役とすることに違式・註違の罪の性質からみて適當でないものがあるとされたからであらう(右明治一一年太政官布告三三号中の川路大警視より内務省へ伺)。なお、この間、換刑処分の対象に関する修正もあつた(明治一一年五月二七日太政官布告一四号)。

(8) このほか、旧刑法第二編「公益ニ關スル重罪輕罪」ないし第三編「身體、財産ニ對スル重罪輕罪」中の罪から明治三三年案第四編「違警罪」の各章中に移されたものとして、第一章「秩序ニ關スル罪」中の官職等詐称・官服等僭用(三三八条)及び屬籍・身分等詐称(三八九条)、第四章「身體、財産ニ關スル罪」中の不正度量衡所持(四〇八条)、同じく、第四章中の被遺棄者不扶助・不申告(四〇五条)がある。旧刑法においては、順次、第二編第四章「信用ヲ害スル罪」の第八節「身分ヲ詐稱スル罪」中の罪(三三二条、

- 二二一条)、同じく第七節「度量衡ヲ偽造スル罪」中の罪(二二九条)、第三編第一章「身體ニ對スル罪」の第九節「幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪」中の罪(三四〇条)として規定されていたものである。
- (9) 一九〇七年(明治四〇年)第三回帝國議會提出「刑法改正案」理由書(内田文昭「山火正則」吉井蒼生夫編著『刑法(明治40年)』日本立法資料全集26二八四頁(信山社、一九九五年))。
- (10) その例として、侮辱罪(旧刑法四二六条二号)刑法、三二一条。なお、ここには「違警罪中刑法ニ規定ス可キモノハ拘留又ハ科料ニ處スヘキ罪トシテ」扱うとしているが、必ずしもこの通りにはなっていない。例えば、「拘留」ではなく、「罰金」と「科料」の選択刑としたものとして、変死者密葬罪(旧刑法四二六条九号)刑法一九二条。選択刑とし懲役、罰金をつけ加えたものに、暴行罪(旧刑法四二五条九号)刑法二〇八条。
- (11) 内田ほか編著・前掲注(9)三二六頁。
- (12) 一九〇二年(明治三五年)第一六回帝國議會提出「刑法改正案」を審議した貴族院特別委員会における政府委員答弁(内田文昭「山火正則」吉井蒼生夫編著『刑法(明治40年)』(4)日本立法資料全集24一七二頁以下(信山社、一九九五年))。
- (13) 当初は、「三府五港ノ市区ヲ除クノ外」、「府県警察署又ハ警察分署ニテ裁判致候」としたが(明治一四年九月二〇日太政官布告第四八号)、間もなく、場所的制限の部分削除、端的に「府県警察署及ヒ其分署ニ於テ裁判セシム」に改め(明治一四年二月二八日太政官布告八〇号)、特例を一般化した。
- (14) 「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」(昭和二二年法律七二号)一条の四(第一次改正法(昭和二二年法律二四四号)による。警察犯処罰令について、「国会の議決により法律に改められたものとする」(一項四号)としうえ、その「効力は暫定的なものとし、昭和二三年五月二日までに必要な改廃の措置をとらなければならない」(同二項)としていた。
- (15) 法文が「教唆し……た者」としている点については、独立教唆の規定かという問題が提起される可能性がある(熊倉武『軽犯罪』法律学体系法理論篇131頁(日本評論社、一九五〇年)。解釈論としては、正犯の実行を要するとの見解が定着しているといえるが(植松正『軽犯罪法講義』一九二頁(立花書房、一九四八年)、小野清一郎『新訂刑法講義各論』二九七頁(有斐閣、一九五〇年)、大塚仁『特別刑法』法律学全集42二二三頁(有斐閣、一九五九年)、伊藤・前掲注(5)二五一頁等)、争いのないようにはすべきであらう。
- (16) 日本国憲法は、司法権の行使について人権尊重の觀念の支配する法的環境を整えるべく、すべて司法権は裁判所に属するとし(七六条)、違警罪即決例も憲法施行の日に施行された裁判所法施行法によって廃止された(二条、同附則、裁判所法附則)。

## 二 軽微な犯罪類型の系譜

軽微な犯罪類型の系譜として、違式註違條例、旧刑法・明治二十三年案、警察犯処罰令及び軽犯罪法の定める各犯罪類型について、その相互間に系統性あるものの構成要件を対照させ表として示す(2 犯罪類型の対照)。法定刑の対照表は、別に示す(1 法定刑の対照)。いずれも、ゴシック体による。

○ 対照は、まず最も新しい軽犯罪法の定める各本条の規定の順にしたが行う。以下、警察犯処罰令、旧刑法・明治二十三年案、違式註違條例の順に、同じ方法による。

○ 警察犯処罰令以下の各法令については、これに先行する他の法令の定める犯罪類型と対照し、すでに取り上げられているものは省略する。

○ 各欄の冒頭にある( )内の漢数字は法令の「条」、○内の算用数字は「号」を示す。これに続く「見出し」は、便宜のために付したものである。

○ 明治二十三年案の欄に「同上」とあるのは、上欄の旧刑法の法文と同じ内容であることを示す。文言などに若干の相違があっても、その適用範囲が同じであれば、「同上」として扱う。

○ 対照表の最上段「違式註違條例」欄に記載した犯罪類型のうち第六条から第四二条までの罪は「違式罪目」中に、第四三条から第九〇条までの罪は「註違罪目」中に規定されているものである。

○ 旧法令については、次の資料を参照した。

違式註違條例 内閣記録局編「法規分類大全27」(刑法律三違警罪目) 五〇頁以下(一八九〇年)

旧刑法 内閣記録局編「法規分類大全26」(刑法律二刑律四) 三八七頁以下(一八九〇年)

明治二三年案 内田文昭『山火正則』吉井蒼生夫編著『刑法「明治40年」(1)Ⅲ』日本立法資料全集20  
 3一五八頁以下(信山社、二〇〇九年)―対照表案文中の「」内は同書による訂正・補正  
 警察犯処罰令 法務総合研究所編『刑事関係旧法令集(刑法編)』二二二頁以下(法曹会、一九六九年)

1 法定刑の対照

違式註違条例 (一) 違式の罪の法定刑) 七十五錢ヨリ少ナカラス百五十錢ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス (二) 註違の罪の法定刑) 六錢二釐五毛ヨリ少ナカラス十二錢五釐ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス	旧刑法 第四編違警罪 (四二五) ①~⑭の罪の法定刑) 三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス (四二六) ①~⑫の罪の法定刑) 二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ	明治二三年案 第四編違警罪 *三八八条から四二二条までに定める犯罪類型について、法定刑を一九段階に細分化する。 その詳細は、別表とする。	警察犯処罰令 (一) ①~④の罪の法定刑) 三十日未満ノ拘留ニ處ス (二) ①~⑳の罪の法定刑) 三十日未満ノ拘留又ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス (三) ①~㉑の罪の法定刑)	軽犯罪法 (一) ①~㉓の罪の法定刑) 拘留又は科料に処する
---	--	---	--	--------------------------------------



<p>▽改正 明治九年五月 一 二日太政官布告六九 号「五錢ヨリ少ナカラ ス七十錢ヨリ多カラサ ル贖金ヲ追徴ス」</p>	<p>科料二處ス (四二七) ①~⑯の罪 の法定刑) 一日以上三日以下ノ 拘留ニ處シ又ハ二十錢 以上一圓二十五錢以下 ノ科料ニ處ス (四二八) ①~⑪の罪 の法定刑) 一日ノ拘留ニ處シ又 八十錢以上一圓以下ノ 科料ニ處ス (四二九) ①~⑱の罪 の法定刑) 五錢以上五十錢以下 ノ科料ニ處ス</p>			
<p>▽改正 明治一一年一 〇月二日太政官布告 三三三号「違式註違條例 中贖金ヲ科料ト改メ (る)」</p>				
			<p>二十圓未滿ノ科料ニ 處ス</p>	

別表 明治二三年案第四編違警罪の法定刑

(三八八) 官公職等詐称、官公服等借用の罪の法定刑)

十日以上二十五日以下ノ拘留及ヒ五圓以上廿五圓以下ノ科料ニ處ス

\*人を錯誤に陥れる意思のないとき

<p>一圓以上十圓以下ノ科料ニ處ス</p>	<p>(三八九 属籍・身分等詐称の罪の法定刑) 五日以上二十日以下ノ拘留又ハ二圓以上二十圓以下ノ科料ニ處ス</p>	<p>(三九〇 浮浪の罪の法定刑) 十日以上二十五日以下ノ拘留ニ處ス</p>	<p>(三九一 ①⑨の罪の法定刑) 三日以上十五日以下ノ拘留又ハ一圓以上十圓以下ノ科料ニ處ス</p>	<p>(三九二 ①⑤の罪の法定刑) 二日以上十日以下ノ拘留又ハ五十錢以上五圓以下ノ科料ニ處ス</p>	<p>(三九三 ①⑦の罪の法定刑) 一日以上五日以下ノ拘留又ハ十錢以上二圓以下ノ科料ニ處ス</p>	<p>(三九四 ①⑬の罪の法定刑) 十錢以上三圓以下ノ科料ニ處ス</p>	<p>(三九五 公許墓地外埋葬の罪の法定刑) 前出、三九一条の法定刑と同じ</p>	<p>(三九六 ①③の罪の法定刑) 前出、三九三条の法定刑と同じ</p>	<p>(三九七 ①、②の罪の法定刑) 前出、三九四条の法定刑と同じ</p>
-----------------------	---	--	--	--	---	--	---	--	---

<p>(三九八 密売淫等の罪の法定刑)  五日以上二十日以下ノ拘留又ハ五圓以上二十五圓以下ノ科料ニ處ス  *再犯について  一等ヲ加フ三犯以上ノ者亦同シ</p>	<p>(三九九 公然猥褻の罪の法定刑)  前出、三九一条、三九五条の法定刑と同じ</p>	<p>(四〇〇 猥褻物陳列・販売等の罪の法定刑)  五圓以上二十五圓以下ノ科料ニ處シ其冊子、圖書、物品ハ沒收ス</p>	<p>(四〇一 神仏・死者不敬、説教等妨害の罪の法定刑)  二日以上十日以下ノ拘留又ハ二圓以上二十圓以下ノ科料ニ處ス  *説教・礼拝妨害したとき  一等ヲ加フ</p>	<p>(四〇二 ①、②の罪の法定刑)  前出、三九三条、三九六条の法定刑と同じ</p>	<p>(四〇三 ①、③の罪の法定刑)  前出、三九四条、三九七条の法定刑と同じ</p>	<p>(四〇四 殴打の罪の法定刑)  五日以上二十五日以下ノ拘留又ハ二圓以上二十圓以下ノ科料ニ處ス</p>	<p>(四〇五 被遺棄者不扶助・不申告の罪の法定刑)</p>
--	--	---	---	---	---	---	--------------------------------

2 犯罪類型の対照

<p>違式註違条例</p>	<p>旧刑法 第四編違警罪</p>	<p>明治三十三年案 第四編違警罪</p>	<p>警察犯処罰令</p>	<p>輕犯罪法</p>
<p>二日以上十日以下ノ拘留又ハ五圓以上二十五圓以下ノ科料ニ處ス        (四〇六 医師・産婆不応招の罪の法定刑)        一日以上五日以下ノ拘留又ハ二圓以上二十圓以下ノ科料ニ處ス        (四〇七 罵詈・嘲弄の罪の法定刑)        前出、三九一条、三九五条、三九九条の法定刑と同じ        (四〇八 不正度量衡所持の罪の法定刑)        五圓以上二十五圓以下ノ科料ニ處ス        (四〇九 無錢飲食、無錢乗船車の罪の法定刑)        五日以上二十五日以下ノ拘留ニ處ス        (四一〇 通行錢不當徴収の罪の法定刑)        三日以上十五日以下ノ拘留又ハ二圓以上二十圓以下ノ科料ニ處ス        (四一一 ①④の罪の法定刑)        前出、三九三条、三九六条、四〇二条の法定刑と同じ        (四一二 ①④の罪の法定刑)        前出、三九四条、三九七条、四〇三条の法定刑と同じ</p>				

		<p>(四二五)① 潜伏 人ノ住居セサル家屋 内ニ潜伏シタル者</p>
		<p>(三九一)⑤ 潜伏 同上</p>
		<p>(一)① 潜伏 故ナク人ノ居住若ハ 看守セサル邸宅、建造 物及船舶内ニ潜伏シタ ル者</p>
<p>(一)③ 侵入用具携帯 正当な理由がなくて 合かぎ、のみ、ガラス 切りその他人の邸宅 又は建物に侵入するの に使用されるような器 具を隠して携帯してい</p>	<p>(一)② 兇器携帯 正当な理由がなくて 刃物、鉄棒その他人の 生命を害し、又は人の 身体に重大な害を加え るのに使用されるよう な器具を隠して携帯し ていた者</p>	<p>(一)① 潜伏 人が住んでおらず、 且つ、看守していない 邸宅、建物又は船舶の 内に正当な理由がなく てひそんでいた者</p>

				<p>た者</p> <p>(一④) 浮浪)</p> <p>生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの</p> <p>(一⑤) 公共会堂・車内等粗暴言動)</p> <p>公共の会堂、劇場、飲食店、ダンスホールその他公共の娯楽場において、入場者に対して、又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他公共の乗物の中で乗客に対して著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかけた者</p>
(五四) 消灯)	(四二九⑬) 消灯)	(三九四⑫) 消灯)	(二⑳) 消灯)	(一⑥) 消灯)
	<p>(四二五⑫) 浮浪)</p> <p>定リタル住居ナク平常營生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者</p>	<p>(二九〇) 浮浪)</p> <p>身體壯健ニシテ定リタル住居ナク平常營生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者</p>	<p>(一③) 浮浪)</p> <p>一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者</p>	
			<p>(二⑭) 会衆妨害)</p> <p>劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者</p>	

<p>シ者 衢二横タヘ行人ヲ妨ケ 妨ヲナシ及ヒ牛馬ヲ街 等ヲ往來ニ置キ行人ノ 馬車及ヒ人力車荷車 (四六) 陸路交通妨害</p>		<p>往來常燈ヲ戲レニ消 減スル者</p>
<p>ノ妨害ヲ爲シタル者 (四二六) 變事非協 力)</p>	<p>者 通船ノ妨害ヲ爲シタル 水路ニ於テ舟ヲ並ヘ 妨害) (四二九) ④ 水路通船 妨害)</p>	<p>路上ノ常燈ヲ消シタ ル者</p>
<p>官署、公署ヨリ防禦ス 力)</p>	<p>同上 妨害) (三九四) ⑥ 水路通船 妨害)</p>	<p>同上</p>
<p>テ其ノ現場ニ立入り若 二際シ制止ヲ肯セスシ 水災其ノ他ノ事變 (二二七) 變事非協力)</p>	<p>置キ又ハ交通ノ妨害ト 爲ルヘキ行爲ヲ爲シタ ル者 同上 妨害) (三九四) ④ 陸路交通 妨害)</p>	<p>濫ニ他人ノ標燈又ハ 社寺、道路、公園其ノ 他ノ公衆用ノ常燈ヲ消 シタル者</p>
<p>交通事故、犯罪ノ發生 風水害、地震、火事、 (二八) 變事非協力)</p>	<p>るような行爲をした者 みだりに船又はいか だを水路に放置し、そ の他水路の交通を妨げ るような行爲をした者 (一七) 水路交通妨害)</p>	<p>他人の標灯又は街路そ の他公衆の通行し、若 しくは集合する場所に 設けられた灯火を消し た者 正当な理由がなくて</p>

<p>(一七) 火技濫用) 人家稠密ノ場所ニ於 テ妄リニ火技ヲ玩フ者</p>	<p>(八四) 火焚濫用) 山林原野ニテ徒ニ火 ヲ焚ク者</p>	
<p>(四二五④) 烟火等濫 用) 人家稠密ノ場所ニ於 テ濫リニ烟火其他火器</p>	<p>(四二六①) 火焚濫用) 人家ノ近傍又ハ山林 田野ニ於テ濫リニ火ヲ 焚ク者</p>	<p>求メヲ受ケ傍觀シテ之 ヲ肯セサル者</p>
<p>(三九一①) 烟火等濫 用) 同上</p>	<p>(三九二①) 火焚濫用) 同上</p>	<p>可キノ求メヲ受ケ之ヲ 肯セサル者</p>
<p>(三④) 銃砲・火薬等 濫用) 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲 シ又ハ火薬其ノ他劇發</p>	<p>(三⑤) 火焚濫用) 家屋其ノ他ノ建造物 若ハ引火シ易キ物ノ近 傍又ハ山野ニ於テ濫ニ 火ヲ焚ク者</p>	<p>ハ其ノ場所ヨリ退去セ ス又ハ官吏ヨリ援助ノ 求ヲ受ケタルニ拘ラス 傍觀シテ之ニ應セサル 者</p>
<p>(一⑩) 銃砲・爆発物 濫用) 相当ノ注意をしない で、銃砲又は火薬類、</p>	<p>(一⑨) 火焚・火氣濫 用) 相当ノ注意をしない で、建物、森林その他 燃えるような物の附近 で火をたき、又はガン リンその他引火し易い 物の附近で火氣を用い た者</p>	<p>正当な理由がなく、現 場に入出するについて 公務員若しくはこれを 援助する者の指示に従 うことを拒み、又は公 務員から援助を求めら れたのにもかかわらずこ れに応じなかつた者</p>





<p>由ヲ妨ケ且驚愕スヘキ 喧嘩口論及ヒ人ノ自 闘</p>	<p>(五三) 喧嘩口論、噪</p>
<p>ヲ發シテ制止ヲ肯セサ 道路ニ於テ放歌高聲</p>	<p>(四二九)① 路上放歌 高聲</p>
<p>同上</p>	<p>(四〇三)② 路上放歌 高聲</p>
<p>得ル場所ニ於テ喧噪 泥酔徘徊 公衆ノ自由ニ交通シ</p>	<p>(二一)① 喧噪・横臥・</p>
<p>オなどの音を異常に大 ず、人声、楽器、ラジ 公務員の制止をきか (一四) 静穏阻害</p>	<p>公共の場所において 多数の人に対して著し く粗野若しくは乱暴な 言動で迷惑をかけ、又 は威勢を示して汽車、 電車、乗合自動車、船 舶その他の公共の乗 物、演劇その他の催し 若しくは割当物資の配 給を待ち、若しくはこ れらの乗物若しくは催 しの切符を買い、若し くは割当物資の配給に 関する証票を得るため 待っている公衆の列に 割り込み、若しくはそ の列を乱した者</p>

		<p>噪闘ヲ爲シ出セル者</p>
	<p>ル者        (四二九)⑫ 酩酊路上        (四〇三)③ 酩酊路上        喧噪・酔臥        酩酊シテ路上ニ喧噪        喧噪・酔臥        シ又ハ酔臥シタル者</p>	
	<p>*「第二編公益ニ關スル重罪輕罪」(第四章 信用ヲ害スル罪 第八節身分ヲ詐稱スル罪) 中の罪として        (二三一) 官職等詐稱、官服等僭用等)        官職位階ヲ詐稱シ又ハ官ノ服飾徽章若クハ内外國ノ勳章ヲ僭用シタル者ハ十五日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス</p>	<p>(三三八) 官公職等詐稱、官公服等僭用)        公然官職、公職、勳位、貴號ヲ詐稱シ又ハ官吏、公吏ノ服飾、徽章若クハ内外國ノ勳章ヲ僭用シタル者</p>
<p>(二)⑫ 不実申述、申述        拒否)</p>	<p>其人ヲ錯誤ニ陥ルルノ意ナクシテ詐稱シ僭用シタル者(一項に對して刑を減輕)</p>	<p>シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者</p>
<p>(一)⑬ 虚構の犯罪又は災害</p>	<p>用いた者</p>	<p>きく出して静穩を害し近隣に迷惑をかけた者</p>

				<p>官公署ニ對シ不實ノ 申述ヲ爲シ又ハ其ノ義 務アル者ニシテ故ナク 申述ヲ肯セサル者</p> <p>の事実を公務員に申し 出た者</p>
	<p>*「第三編身體財産ニ 對スル重罪輕罪」(第 一章身體ニ對スル罪 第九節幼者又ハ老疾者 ヲ遺棄スル罪) 中の罪 として</p> <p>(二四〇 被遺棄者不 故ナク之ヲ扶助セス又</p>	<p>(四〇五 被遺棄者不 扶助・不申告) 自己ノ所有地内又ハ 其管守スル地内ニ遺棄 セラレタル幼者、老者、 病者アルコトヲ覺知シ</p>	<p>(二一〇) 要扶助者・死 屍等不申告、死屍等現 場変更) 自己占有ノ場所内ニ 老幼、不具又ハ疾病ノ 爲扶助ヲ要スル者若ハ 人ノ死屍、死胎アルコ</p>	<p>(二一〇) 要扶助者・死 屍等不申告) 自己の占有する場所 内に老幼、不具若しく は傷病のため扶助を必 要とする者又は人の死 体若しくは死胎のある</p>
				<p>(二一七) 質入帳簿等不 実申告) 質入又は古物の売買 若しくは交換に関する 帳簿に、法令により記 載すべき氏名、住居、 職業その他の事項につ き虚偽の申し立てをし て不実の記載をさせた 者</p>

	<p>扶助・不申告) 自己ノ所有地又ハ看守可キ地内ニ遺棄セラレタル幼者、老疾者アルヲ知リテ之ヲ扶助セス又ハ官署ニ申告セサル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス</p> <p>*二項に昏倒者不扶助・不申告の罪</p> <p>*参照、刑法一七三条(四二五)⑧ 死屍不申告・移動)</p> <p>自己ノ所有地内ニ死屍アルヲ知テ官署ニ申告セス又ハ他所ニ移シタル者</p>
	<p>ハ官署、公署ニ申告セサル者</p> <p>(三九一)④ 死屍不申告・移動)</p> <p>自己ノ所有地又ハ其看守スル地内ニ死屍アルコトヲ知テ官署、公署ニ申告セス又ハ他所ニ移シタル者</p>
<p>(三)② 身体露出) 公衆ノ目ニ觸ルヘキ</p>	<p>トヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者</p> <p>前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者</p>
<p>(一)⑳ 身体露出) 公衆の目に触れるよ</p>	<p>(一)⑱ 変死体現場變更) 正当な理由がなくて変死体又は死胎の現場を変えた者</p> <p>ことを知りながら、速やかにこれを公務員に申し出なかつた者</p>

		<p>(四〇二① 公然猥褻 虐待等) 公然猥褻ヲ虐待シ若 クハ顯著ナル過度ノ勞 働ヲ爲サシメタル者</p>	
	<p>(二② 乞丐行為) 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サ シメタル者</p>	<p>(三⑭ 公然動物虐待) 公衆ノ目ニ觸ルヘキ 場所ニ於テ牛馬其ノ他 ノ動物ヲ虐待シタル者</p>	<p>場所ニ於テ袒裼、裸裎 シ又ハ臀部、股部ヲ露 ハシ其ノ他醜態ヲ爲シ タル者</p>
<p>(二⑳ のぞき見) 正当な理由がなく て人の住居、浴場、更衣 場、便所その他人が通 常衣服をつけないでい るような場所をひそか</p>	<p>(二㉒ こじき行為) こじきをし、又はこ じきをさせた者</p>	<p>律一〇五号 毆打し、酷使し、必要 な飲食物を与えないな どの仕方虐待した者 ▽削除 昭和四八年法</p>	<p>(二㉑ 動物虐待) 牛馬その他の動物を りて露出した者</p> <p>うな場所で公衆にけん 悪の情を催させるよう な仕方であり、ももそ の他身体の一部をみだ りに露出した者</p>

<p>又ハ之ヲ拔取ル者</p> <p>水除杭ニ妨害ヲナシ</p> <p>又ハ之ヲ拔取ル者</p>	<p>又ハ之ヲ拔取ル者</p>	<p>又ハ之ヲ拔取ル者</p>	<p>シ又ハ爲サシメタル者</p> <p>(三)③ 路上尿管等</p> <p>街路ニ於テ尿管ヲ爲</p>	<p>シ又ハ爲サシメタル者</p> <p>(一)②⑥ 路上等排泄</p> <p>街路又は公園その他</p> <p>公衆の集合する場所</p>	<p>(二二) 事故仮託婚姻 祝儀等妨害)</p> <p>婚姻祝儀等ノ節事故</p> <p>二 拙シ往來又ハ其家宅</p> <p>ニ妨害ヲナス者</p>	<p>(四二八)⑥ 溝渠・下 水毀損等)</p> <p>溝渠下水ヲ毀損シ又</p> <p>ハ官署ノ督促ヲ受ケテ</p> <p>溝渠下水ヲ浚ハサル者</p>	<p>(三九七)① 溝渠・下 水毀損等)</p> <p>溝渠(一)下水ヲ毀損</p> <p>シ又ハ官署(一)公署ノ</p> <p>督促ヲ受ケテ溝渠(一)</p> <p>下水ヲ浚ハサル者</p>	<p>(二)⑨ 祭事等悪戯・ 妨害)</p> <p>祭事、祝儀又ハ其ノ</p> <p>行列ニ對シ悪戯又ハ妨</p> <p>害ヲ爲シタル者</p>	<p>(一)②④ 儀式妨害)</p> <p>公私の儀式に對して</p> <p>悪戯などでこれを妨害</p> <p>した者</p>	<p>(二二) 川堀下水等流 通妨害)</p> <p>川堀下水等ヘ土芥瓦</p> <p>礫等ヲ投棄シ流通ヲ妨</p> <p>クル者</p> <p>(六六) 養田水等妨害)</p> <p>養田水其外用水ニ妨</p> <p>害ヲナス者</p> <p>(六七) 水除杭妨害・ 拔取)</p>	<p>水毀損等)</p> <p>溝渠下水ヲ毀損シ又</p> <p>ハ官署ノ督促ヲ受ケテ</p> <p>溝渠下水ヲ浚ハサル者</p>	<p>水毀損等)</p> <p>溝渠(一)下水ヲ毀損</p> <p>シ又ハ官署(一)公署ノ</p> <p>督促ヲ受ケテ溝渠(一)</p> <p>下水ヲ浚ハサル者</p>	<p>(二)②② 浄水汚穢・使 用妨害・水路障碍等)</p> <p>人ノ飲用ニ供スル滌</p> <p>水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使</p> <p>用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路</p> <p>ニ障碍ヲ爲シタル者</p> <p>(二一)②③ 河川等疎通 妨害)</p>	<p>(一)②⑤ 水路流通妨害)</p> <p>川、みぞその他の水</p> <p>路の流通を妨げるよう</p> <p>な行為をした者</p>	<p>(二二) 川堀下水等流 通妨害)</p> <p>川堀下水等ヘ土芥瓦</p> <p>礫等ヲ投棄シ流通ヲ妨</p> <p>クル者</p> <p>(六六) 養田水等妨害)</p> <p>養田水其外用水ニ妨</p> <p>害ヲナス者</p> <p>(六七) 水除杭妨害・ 拔取)</p>	<p>水毀損等)</p> <p>溝渠下水ヲ毀損シ又</p> <p>ハ官署ノ督促ヲ受ケテ</p> <p>溝渠下水ヲ浚ハサル者</p>	<p>水毀損等)</p> <p>溝渠(一)下水ヲ毀損</p> <p>シ又ハ官署(一)公署ノ</p> <p>督促ヲ受ケテ溝渠(一)</p> <p>下水ヲ浚ハサル者</p>	<p>(二)②② 浄水汚穢・使 用妨害・水路障碍等)</p> <p>人ノ飲用ニ供スル滌</p> <p>水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使</p> <p>用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路</p> <p>ニ障碍ヲ爲シタル者</p> <p>(二一)②③ 河川等疎通 妨害)</p>	<p>(一)②⑤ 水路流通妨害)</p> <p>川、みぞその他の水</p> <p>路の流通を妨げるよう</p> <p>な行為をした者</p>	<p>(二二) 川堀下水等流 通妨害)</p> <p>川堀下水等ヘ土芥瓦</p> <p>礫等ヲ投棄シ流通ヲ妨</p> <p>クル者</p> <p>(六六) 養田水等妨害)</p> <p>養田水其外用水ニ妨</p> <p>害ヲナス者</p> <p>(六七) 水除杭妨害・ 拔取)</p>	<p>水毀損等)</p> <p>溝渠下水ヲ毀損シ又</p> <p>ハ官署ノ督促ヲ受ケテ</p> <p>溝渠下水ヲ浚ハサル者</p>	<p>水毀損等)</p> <p>溝渠(一)下水ヲ毀損</p> <p>シ又ハ官署(一)公署ノ</p> <p>督促ヲ受ケテ溝渠(一)</p> <p>下水ヲ浚ハサル者</p>	<p>(二)②② 浄水汚穢・使 用妨害・水路障碍等)</p> <p>人ノ飲用ニ供スル滌</p> <p>水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使</p> <p>用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路</p> <p>ニ障碍ヲ爲シタル者</p> <p>(二一)②③ 河川等疎通 妨害)</p>	<p>(一)②⑤ 水路流通妨害)</p> <p>川、みぞその他の水</p> <p>路の流通を妨げるよう</p> <p>な行為をした者</p>	<p>(二二) 川堀下水等流 通妨害)</p> <p>川堀下水等ヘ土芥瓦</p> <p>礫等ヲ投棄シ流通ヲ妨</p> <p>クル者</p> <p>(六六) 養田水等妨害)</p> <p>養田水其外用水ニ妨</p> <p>害ヲナス者</p> <p>(六七) 水除杭妨害・ 拔取)</p>	<p>水毀損等)</p> <p>溝渠下水ヲ毀損シ又</p> <p>ハ官署ノ督促ヲ受ケテ</p> <p>溝渠下水ヲ浚ハサル者</p>	<p>水毀損等)</p> <p>溝渠(一)下水ヲ毀損</p> <p>シ又ハ官署(一)公署ノ</p> <p>督促ヲ受ケテ溝渠(一)</p> <p>下水ヲ浚ハサル者</p>	<p>(二)②② 浄水汚穢・使 用妨害・水路障碍等)</p> <p>人ノ飲用ニ供スル滌</p> <p>水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使</p> <p>用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路</p> <p>ニ障碍ヲ爲シタル者</p> <p>(二一)②③ 河川等疎通 妨害)</p>	<p>(一)②⑤ 水路流通妨害)</p> <p>川、みぞその他の水</p> <p>路の流通を妨げるよう</p> <p>な行為をした者</p>	<p>にのぞき見た者</p>
--	-----------------	-----------------	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	----------------





	<p>ヲ嚇シ掛ル者</p> <p>他人ノ獸畜類等二犬使嚇)</p> <p>レ二人ニ嚇スル者</p> <p>(六〇 対人犬使嚇等)</p> <p>犬ヲ鬪ハシメ及ヒ戯</p>		
	<p>路上ニ於テ犬其他ノ獸類ヲ嚇シ又ハ驚逸セシメタル者</p> <p>嚇・驚逸)</p> <p>(四二六⑥ 獸類使</p>		
	<p>同上</p> <p>嚇・驚逸)</p> <p>(三九三① 獸類使</p>		
<p>他人ノ業務ニ對シ惡害)</p> <p>(二⑤ 業務悪戯・妨</p>	<p>ヲ嚇シ又ハ驚逸セシメタル者</p> <p>逸)</p> <p>(三⑫ 獸類使嚇・驚</p> <p>濫ニ犬其ノ他ノ獸類</p>		
<p>他人ノ業務に對して惡害)</p> <p>(一⑳ 悪戯等業務妨</p>	<p>馬驚奔)</p> <p>(一⑳ 動物使嚇・牛</p> <p>人畜に對して犬その他の動物をけしかけ、又は馬若しくは牛を驚かせて逃げ走らせた者</p>	<p>共謀者</p> <p>為をした場合における謀に係る行為の予備行為をした場合における共謀者</p>	<p>退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方では他人につきまとつた者</p> <p>(一㉙ 身体加害共謀)</p> <p>他人の身体に對して害を加えることを共謀した者の誰かがその共謀に係る行為の予備行為をした場合における共謀者</p>

<p>(五六) 田園種芸通行・牛馬牽入)</p>	<p>(四二九⑨) 禁止場所 出入)</p>	<p>(三九四⑩) 禁止場所 出入)</p>	<p>戲又ハ妨害ヲ爲シタル者</p>	<p>惡戲などでこれを妨害した者</p>
<p>(五二) 往來号札・人家番号等破毀)</p> <p>往來筋ノ號札又ハ人家ノ番號名札看板等ヲ戲レニ破毀スル者</p>	<p>(四二九⑭) 牆壁貼紙・樂書)</p> <p>人家ノ牆壁ニ貼紙及ヒ樂書シタル者</p>	<p>(四一二①) 牆壁貼紙・樂書)</p> <p>同上</p>	<p>(二五) 禁止場所出入)</p> <p>出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者</p>	<p>(一三二) 禁止場所・田畑侵入)</p> <p>入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入つた者</p>
<p>(四二九⑯) 田圃通行・牛馬牽入)</p> <p>通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ牽入レタル者</p>	<p>(四一二④) 田圃通行・牛馬牽入等)</p> <p>通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ牽入レ若クハ乗入レタル者</p>	<p>(三⑰) 田圃通行・牛馬諸車牽入)</p> <p>通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者</p>	<p>(三⑮) 工作物汚瀆・貼紙、標札等汚瀆・撤去)</p> <p>濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚瀆シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札、招牌、賣貸家札其ノ他榜標ノ類</p>	<p>(一三三) 工作物貼紙・汚損、標示物除去・汚損)</p> <p>みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又</p>
<p>(四二九⑰) 邸宅番号・標札等毀損)</p> <p>邸宅ノ番號標札招牌又ハ貸家賣家ノ貼紙其</p>	<p>(四一二②) 邸宅番号・標札等毀損)</p> <p>同上</p>	<p>(四一二②) 邸宅番号・標札等毀損)</p> <p>同上</p>	<p>(四一二②) 邸宅番号・標札等毀損)</p> <p>同上</p>	<p>(四一二②) 邸宅番号・標札等毀損)</p> <p>同上</p>

<p>者 其媒合容止ヲ爲シタル 者</p>	<p>(四二五)⑩ 密売淫等 密ニ賣淫ヲ爲シ又ハ 犯)</p>	<p>他報告ノ榜標等ヲ毀損 シタル者</p>
<p>本條ノ罪ヲ犯シタル者 再ヒ犯シタルトキハ一 等ヲ加フ三犯以上ノ者 亦同シ</p>	<p>(三九八 密売淫等、再 犯) 同上</p>	
<p>タル者 ノ媒合若ハ容止ヲ爲シ タル者</p>	<p>(一② 密売淫等) 密賣淫ヲ爲シ又ハ其 ノ媒合若ハ容止ヲ爲シ タル者</p>	<p>ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタ ル者 (二⑥ 誇大・虚偽広 告) 新聞紙、雜誌其ノ他 ノ方法ヲ以テ誇大又ハ 虚偽ノ廣告ヲ爲シ不正 ノ利ヲ圖リタル者</p>
	<p>者 實を挙げて広告をした 者</p>	<p>はこれらの工作物若し くは標示物を汚した者 (一③④ 虚偽・誇大広 告) 公衆に対して物を販 売し、若しくは頒布し、 又は役務を提供するに あたり、人を欺き、又 は誤解させるような事 實を挙げて広告をした 者</p>
	<p>軽犯罪法 完</p>	

		<p>（七六 合力等申掛）        行人ニ合力等ヲ申掛        ル者</p>	
<p>金品ヲ強請シタル者</p>	<p>（二④ 入札妨害等）        入札ノ妨害ヲ爲シ又        ハ共同入札ヲ強請シ若        ハ落札人ニ對シ其ノ事        業又ハ利益ノ分配若ハ</p>	<p>（二③ 寄附強請等）        濫ニ寄附ヲ強請シ又        ハ收利ノ目的ヲ以テ強        テ物品、入場券等ヲ配        布シタル者</p>	<p>（一④ 面会強請、強談        威迫）        故ナク面會ヲ強請シ        又ハ強談威迫ノ行爲ヲ        爲シタル者</p>
		<p>（二① 合力等強請、購        買強要）        合力、喜捨ヲ強請シ        又ハ強テ物品ノ購買ヲ        求メタル者</p>	

<p>予防懈怠) 人ノ通行ス可キ場所 ニアル危険ノ井溝其他 凹所ニ蓋又ハ防囲ヲ爲 サ、ル者</p>	<p>(四二六⑤) 通行危険</p>	
<p>同上</p>	<p>(三九二③) 通行危険 予防懈怠)</p>	
<p>(一⑮) 混雑助長) 務ヲ怠リタル者 豫防ノ装置ヲ爲スノ義 虞アルトキ點燈其ノ他 得ル場所ニ於テ危険ノ 公衆ノ自由ニ交通シ 懈怠)</p>	<p>(一⑬) 交通危険予防 シタル者</p>	<p>(一⑦) 出版物購読強 請等) 新聞紙、雜誌其ノ他 ノ出版物ノ購讀又ハ廣 告掲載ニ付強テ其ノ申 込ヲ求メタル者 (一⑧) 出版物無断配 布等) 申込ナキ新聞紙、雜 誌其ノ他ノ出版物ヲ配 布シ又ハ申込ナキ廣告 ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求 シタル者</p>

		<p>者 人ヲ惑ハシテ利ヲ圖ル 又ハ祈禱符咒等ヲ爲シ 又ハ祈禱符咒等ヲ爲シ 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ (四二七)⑫ 惑乱凶利</p>	<p>ヲ誑惑シタル者 流言浮説ヲ爲シテ人 誑惑シタル者 (四二七)⑪ 流言浮説 誑惑)</p>	
		<p>同上 (三九一)⑨ 惑乱凶利</p>	<p>同上 (三九一)⑧ 流言浮説 誑惑)</p>	
<p>ル者 濫ニ催眠術ヲ施シタ (一)⑱ 催眠術濫用)</p>	<p>療ヲ妨ケタル者 神符、神水等ヲ與ヘ醫 病者ニ對シ禁壓、祈 禱、符呪等ヲ爲シ又ハ 神符、神水等ヲ與ヘ醫</p>	<p>テ人ヲ惑ハシタル者 (一)⑱ 医療妨害)</p>	<p>シタル者 流言浮説又ハ虚報ヲ爲 シタル者 人ヲ誑惑セシムヘキ 流言浮説又ハ虚報ヲ爲 シタル者 (一)⑲ 報)</p>	<p>雜沓ノ場所ニ於テ制 止ヲ肯セス混雜ヲ増ス ノ行爲ヲ爲シタル者 (一)⑲ 流言浮説・虚 報)</p>

<p>(二一) 刺繍                  身體へ刺繍ヲ爲セシ                  者</p>	<p>(四二八) 刺文                  身體ニ刺文ヲ爲シ及                  ヒ之ヲ業トスル者</p>	<p>(四〇三) 刺文                  同上</p>	<p>(二二四) 刺文                  自己又ハ他人ノ身體                  ニ刺文シタル者</p>	<p>(三七) 官有林等禁制                  違犯                  官有ノ山林等ニ禁制                  ノ榜示アルヲ犯セシ者                  (二八) 掲榜場汚損等                  掲榜場ヲ汚損シ并ニ                  其圍ヲ破毀スル者</p>	<p>(四二七) 通行禁                  止・指導標類毀棄汚                  損                  道路橋梁其他ノ場所                  ニ榜示シタル通行禁止                  及ヒ指導標ノ類ヲ毀棄                  汚損シタル者</p>	<p>(三九三) 通行禁                  止・指導標類毀棄汚                  損                  同上</p>	<p>(二二六) 榜示禁制違犯、                  標榜汚瀆・撤去                  官公署ノ榜示シ若ハ                  官公署ノ指揮ニ依リ榜                  示セル禁條ヲ犯シ又ハ                  其ノ設置ニ係ル標榜ヲ                  汚瀆シ若ハ撤去シタル                  者</p>	<p>(二七) 筍・蕈類採取                  他人ノ持場ニ入り筍                  或ハ蕈類ヲ無斷採里去                  ル者                  (三一) 秣・苗代草等                  刈採                  他村又ハ他人持場ノ</p>	<p>(四二九) 菜果採食、                  花卉採折                  他人ノ田野園圍ニ於                  テ菜菓ヲ採食シ又ハ花                  卉ヲ採折シタル者</p>	<p>(四二二) 菜果採食、                  花卉採折                  同上</p>	<p>(二二九) 菜果採摘、花卉                  採折                  他人ノ田野、園圍ニ                  於テ菜果ヲ採摘シ又ハ                  花卉ヲ採折シタル者</p>
--	--	---	---	---	---	--	---	---	---	--	--

<p>（三六） 墓碑毀損）        他人ノ墓碑ヲ毀損ス        ル者</p>			<p>秣或ハ苗代草等ヲ斷リ        ナク苜採ル者        （四一） 植物損害）        官有或ハ他人ノ山林        田畠ニ入り植物ヲ損害        スル者</p>
<p>（四二六） 墓碑等毀        損・汚瀆）        墓碑及ヒ路上ノ神佛        ヲ毀損シ又ハ汚瀆シタ        ル者</p>	<p>（四二六） ⑩ 神祠・仏        堂等汚損）        神祠佛堂其他公ノ建        造物ヲ汚損シタル者</p>	<p>（四二六） ⑪ 神祠・仏        堂等汚損）</p>	
	<p>（三九三） ③ 神祠・佛        堂等汚損）        同上</p>		
<p>（二一） ③④ 死屍・死胎隠        シタル者</p>	<p>（二一） ③③ 神祠、佛堂、禮拜所        墓所、碑表、形像其ノ        他之ニ類スル物ヲ汚瀆        シタル者</p>	<p>（二一） ③③ 礼拝所・碑表        等汚瀆）</p>	<p>（二一） ③④ 労役者虐待）        使用者ニシテ勞役者        ニ對シ故ナク其ノ自由        ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱        ヲ爲シタル者</p>



<p>(七) 贗造飲食食物・腐敗食物販売) 贗造ノ飲食食物并ニ腐敗ノ食物ヲ知テ販賣スル者</p>	<p>(四二二六③) 不熟果物・腐敗飲食物販売) 不熟ノ菓物又ハ腐敗シタル飲食物ヲ販賣シタル者</p>	<p>(三九六①) 不熟果物・腐敗飲食物販売) 同上</p>	<p>(二一③⑥) 不熟果物・腐敗肉類等營利供用) 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者</p>				<p>(二一③⑤) 飲食物異物混入) 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者</p>				<p>匿等) 人ノ死屍又ハ死胎ヲ穩匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬装シタル者</p>
	<p>(四二二八①①) 船筏解放) 他人ノ繫キタル舟筏ヲ解放シタル者</p>	<p>(四二二④) 船筏解放) 同上</p>	<p>(二一③⑦) 船筏・獸類解放) 濫ニ他人ノ繫キタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者</p>		<p>(四二二八①②) 獸類解放) 他人ノ繫キタル牛馬 其他ノ獸類ヲ解放シタル者</p>	<p>(四二二③) 動物解放) 同上</p>					



	<p>(八六 舟筏橋柱繫留) 橋柱ニ舟筏ヲ繫ク者</p>		
<p>(四二五①火薬等運搬) 規則ヲ遵守セスシテ</p>	<p>(四二九① 舟筏橋梁等繫留) 橋梁又ハ堤防ノ害ト爲ル可キ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者</p>	<p>(四二六⑦ 発狂人看守懈怠) 発狂人ノ看守ヲ怠リ路上ニ徘徊セシメタル者</p>	
	<p>(三九四③ 舟筏橋梁等繫留) 同上</p>	<p>(三九二④ 発狂人看守懈怠) 同上</p>	
<p>警察犯処罰令 完</p>	<p>(三⑩ 船筏橋梁等繫留) 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繫キタル者</p>	<p>(三⑪ 精神病患者監護懈怠) 監置ニ係ル精神病患者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者</p>	<p>(三⑨ 飲食物無蓋陳列) 炮糞、洗滌、剥皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者</p>

<p>(四二五)⑥ 危険家</p>	<p>ル者 除スル規則ニ違背シタ 竈ヲ建造修理シ及ヒ掃 蒸気器械其他烟筒火 建造等規則(違背)</p>	<p>ル者 ヲ製造シ又ハ販賣シタ 官許ヲ得スシテ烟火 可製造・販売)</p>	<p>キ物品ヲ貯藏シタル者 (四二五)③ 烟火無許 規則ヲ遵守セスシテ 火薬其他破裂ス可キ物 品又ハ自ラ火ヲ發ス可</p>	<p>者 火薬其他破裂ス可キ物 品ヲ市街ニ運搬シタル (四二五)② 火薬等貯 藏)</p>
<p>(三九一)② 危険家</p>				

	<p>屋・牆壁放置) 官署ノ督促ヲ受ケテ 崩壞セントスル家屋牆 壁ノ修理ヲ爲サ、ル者</p>		<p>(四二五⑨ 殴打) 人ヲ毆打シテ創傷疾 病ニ至ラサル者 *参考 刑法二〇八条</p>		<p>(四二五⑬ 官許墓地 外埋葬) 官許ノ墓地外ニ於テ 私ニ埋葬シタル者</p>		<p>(四二五⑭ 違警罪偽 證) 違警罪ノ犯人ヲ曲庇 スル爲メ偽證シタル者 但被告人偽證ノ爲メ刑</p>
<p>屋・牆壁放置等) 官署、公署ノ督促ヲ 受ケテ崩壞セントスル 家屋、牆壁ノ修理ヲ爲 サス又ハ路上ニ倒レ若 クハ落チントスル樹木 其他ノ物件ヲ取除カサ ル者</p>	<p>(四〇四 殴打) 同上</p>	<p>(三九五 公許墓地外 埋葬) 公許ノ墓地外ニ於テ 私ニ埋葬シタル者</p>					

<p>変死人ノ検視ヲ受ケ スシテ埋葬シタル者</p>	<p>(四二六④) 保健・伝 染病予防規則違背) 健康ヲ保護スル爲メ 設ケタル規則又ハ傳染 病豫防規則ニ違背シタ ル者</p>	<p>ヲ免カレタル時ハ第二 百十九條ノ例ニ從フ *参考 第二一九條 偽證ノ爲メ被告人正當 ノ刑ヲ免カレタル時ハ 偽證者ノ刑前條ノ例ニ 照シ各一等ヲ加フ 第二一八條三号 違 警罪ヲ曲庇スル爲メ偽 證シタル者ハ違警罪ノ 本条ニ依テ處斷ス</p>
<p>同上</p>	<p>(三九一⑥) 変死者密 葬)</p>	

<p>（二三）乗馬馳駆・馬車疾駆行人触倒）          乗馬シテ猥リニ馳驅シ又ハ馬車ヲ疾驅シテ行人ヲ觸倒ス者          但殺傷スルハ此限りニアラス          （四五）馬車疾駆行人迷惑）          斟酌ナク馬車ヲ疾驅セシメテ行人ハ迷惑ヲ掛ケシ者</p>	<p>（四二七②）群集中車          馬牽引）</p>	<p>（三九三⑤）群集中車          馬牽引・乗入）</p>	<p>（四二六⑫）罵詈・嘲弄）          公然人ヲ罵詈嘲弄シタル者但訴ヲ待テ其罪ヲ論ス          ＊参考 刑法二三一条</p>	<p>＊参考、刑法一九二条          （四〇七）罵詈・嘲弄）          同上（但書なし）</p>
<p>（四二七①）車馬疾駆行人妨害）          濫リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者</p>	<p>同上</p>	<p>（三九三④）車馬疾駆行人妨害）          同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

<p>(一六) 無灯馬車通行)          夜中無燈ノ馬車ヲ以テ通行スル者          (四四) 無提灯車挽・乘馬)          夜中無提燈ニテ諸車ヲ挽キ又ハ乘馬スル者          ▽但書追加 明治七年三月一七日太政官達三一号「但陸海軍ノ諸兵隊伍ヲ組夜陰行進スルハ此ノ限りニアラス」          ▽但書改正 明治八年五月八日内務省達乙五八号「但陸海軍ノ諸兵隊伍ヲ組ミ夜陰行進シ及ヒ隊外仕官ト雖非常</p>	
<p>(四二七)③ 無灯車馬疾駆)          夜中燈火ナクシテ車馬ヲ疾驅スル者</p>	<p>制止ヲ肯セスシテ人ノ群集シタル場所ニ車馬ヲ牽キタル者</p>
	<p>制止ヲ肯セスシテ人ノ群集シタル場所ニ車馬ヲ牽入レ若クハ乗り入レタル者</p>



		<p>ノ警戒アルトキハ此ノ限リニアラス」          ▽但書再改正 同年七月一七日内務省達乙九〇号「但陸海軍ノ諸兵非常ノ警戒アル時ハ勿論平日隊伍ヲ組ミ夜陰行進及ヒ定制アル徽章ノ服帽着用ノ節ハ單騎ト雖此限リニ非ス」</p>
<p>テ工商ノ業ヲ爲シタル          警察ノ規則ニ違背シ          工・商業</p>	<p>(四二七)④ 規則違背者          無点燈木石等路上堆積          木石等ヲ道路ニ堆積シテ防圍ヲ設ケス又ハ標識ノ點燈ヲ怠リタル者</p>	
	<p>(三九三)⑥ 無防圍・無点燈木石等路上堆積          同上</p>	

<p>破毀スル者</p> <p>(一九 常灯台破毀)</p> <p>戲ニ往來ノ常燈臺ヲ</p>		<p>(八 往來家作等)</p> <p>往來又ハ下水外河中 等へ家作并孫庇等ヲ自 在ニ張出シ或ハ河岸地 除地等へ願ナク家作ス ル者</p>	
<p>路上ノ植木市街ノ常</p> <p>(四二七<sup>⑮</sup> 街路樹・ 常灯・厠場等毀損)</p>	<p>キタル者</p> <p>又ハ河岸ニ床店等ヲ開 官許ヲ得スシテ路傍 店等路傍・河岸開張)</p> <p>(四二七<sup>⑭</sup> 無許可床 店等路傍)</p>	<p>(四二七<sup>⑬</sup> 私有地外 家屋・牆壁・軒楹濫 造)</p> <p>私有地外へ濫リニ家 屋牆壁ヲ設ケ又ハ軒楹 ヲ出シタル者</p>	<p>者</p> <p>(四二七<sup>⑩</sup> 無斷埋葬) 死亡ノ申告ヲ爲サス シテ埋葬シタル者</p>
<p>同上</p> <p>(三九四<sup>②</sup> 街路樹・ 常灯・厠場等毀損)</p>		<p>(三九四<sup>①</sup> 私有地外 牆壁・軒楹濫造)</p> <p>私有地外へ濫リニ牆 壁ヲ設ケ又ハ軒楹ヲ出 シタル者</p>	<p>(三九一<sup>⑦</sup> 無斷埋葬 等)</p> <p>埋葬證ヲ受ケスシテ 死者ヲ葬リタル者又ハ 埋葬證ヲ檢閲セスシテ 葬ラシメタル者</p>

	<p>燈及ヒ劇場等ヲ毀損シタル者</p> <p>(四二八① 物価統制違反)</p> <p>官署ヨリ價額ヲ定メタル物品ヲ定價以上ニ販賣シタル者</p>			
<p>(七一 渡船賃不当徴収、行人妨害)</p> <p>渡船ニテ不當ノ賃錢ヲ取り或ハ等閑ニ行人ヲ待シメ用便ヲ妨ケル者</p> <p>(七三 渡舟・橋梁賃不払)</p> <p>渡舟橋梁ノ賃錢ヲ不拂シテ去ル者</p>	<p>(四二八② 通行錢不當徴収、通行妨害)</p> <p>渡船橋梁其他ノ場所ニ於テ定價以上ノ通行錢ヲ取り又ハ故ナク通行ヲ妨ケタル者</p> <p>(四二八③ 渡船・橋梁等無錢通行)</p> <p>渡船橋梁其他通行錢ヲ拂フ可キ場所ニ於テ其定價ヲ出サスシテ通行シタル者</p> <p>(四二八④ 路上賭博)</p> <p>類似商行為)</p>	<p>(四一〇 通行錢不當徴収)</p> <p>渡船、橋梁其他ノ場所ニ於テ定價以上ノ通行錢ヲ取りタル者</p> <p>(四一一① 渡船・橋梁等無錢通行)</p> <p>同上</p> <p>(四〇二② 路上賭博)</p> <p>類似商行為)</p>		

<p>(五八 荷車等並挽通行妨害) 荷車及ヒ人力車等ヲ</p>				
<p>(四一九③ 車馬並牽行人妨害) 車馬ヲ並へ牽テ行人</p>	<p>(四二八⑧ 官有地獸類解放・牧畜) 官許ヲ得スシテ獸類ヲ官有地ニ放チ又ハ牧畜シタル者</p>	<p>(四二八⑦ 商品路上羅列) 制止ヲ肯セスシテ路傍ニ食物其他ノ商品ヲ羅列タル者</p>	<p>(四二八⑤ 劇場等無許可開張等) 官許ヲ得スシテ劇場其他觀物場ヲ開キ及ヒ其規則ニ違背シタル者</p>	<p>路上ニ於テ賭博ニ類スル商業ヲ爲シタル者</p>
<p>(三九四⑤ 車馬並牽等行人妨害) 車馬ヲ並へ牽キ又ハ</p>	<p>(四一一② 官公有地家畜牧養) 官署、公署ノ許可ヲ得スシテ家畜ヲ官有地若クハ公有地ニ牧養シタルモノ</p>			<p>同上</p>

<p>並へ挽キテ通行ヲ妨ケ シ者</p>	<p>ノ妨害ヲ爲シタル者</p>	<p>竝ヒ「ハ」驅テ行人ノ 妨害ヲ爲シタル者</p>
<p>（四二九⑥ 道路掃除 拒否） 官署ノ督促ヲ受ケテ 道路ノ掃除ヲ爲サル 者</p>	<p>（四二九⑦ 路上遊戯 行人妨害） 制止ヲ肯セスシテ路 上ニ遊戯ヲ爲シ行人ノ 妨害ヲ爲シタル者</p>	<p>（三九七② 道路掃除 拒否） 官署「ハ」公署ノ督促 ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ 爲ササル者</p>
<p>（四二九⑧ 牛馬忽略 牽引等行人妨害） 牛馬ヲ牽キ又ハ繫ク 「ハ」ヲ忽カセニシテ行人 ノ妨害ヲ爲シタル者</p>	<p>（三九四⑨ 牛馬忽略 牽引等行人妨害） 同上</p>	<p>同上</p>
<p>（二一〇 馬・車留違犯 通行） 馬及ヒ車留ノ揭示ア ル道路橋梁ヲ犯シテ通</p>	<p>（四二九⑩ 榜示違犯 通行） 通行禁止ノ榜示ヲ犯 シテ通行シタル者</p>	<p>（三九四⑪ 榜示違犯 通行） 同上</p>

		行 ス ル 者
<p>       *「第二編公益ニ關スル重罪輕罪」(第四章信用ヲ害スル罪 第七節度量衡ヲ偽造スル罪) 中の罪として        (二二九 不正度量衡所有、詐欺取材)        商賈農工定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有シタル者ハ一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス        *二項に不正度量衡に     </p>	<p>       旧刑法第四篇 完        (四二九⑩ 公園規則違反)        公園ノ規則ヲ犯シタル者     </p>	
	<p>       (四〇八 不正度量衡所持)        商賈、農工其營業ノ場所ニ於テ又ハ其營業ノ爲メ定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所持シタル者     </p>	<p>       (三九四⑬ 公園規則違反)        同上     </p>

<p>よる詐欺取材の罪</p> <p>*「第二編公益ニ關スル重罪輕罪」(第四章 信用ヲ害スル罪 第八節身分ヲ詐稱スル罪) 中の罪として</p> <p>(二二一 属籍・身分等詐称)</p> <p>官署ニ對シ文書又ハ言語ヲ以テ其属籍身分氏名年齢職業ヲ詐稱シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス</p>	<p>公然猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス</p> <p>(二五八 公然猥褻)</p>
<p>(二八九 属籍・身分等詐称)</p> <p>官署、公署ニ對シ文書又ハ言語ヲ以テ其属籍、身分、氏名、年齢、職業、住所ヲ詐稱シタル者</p>	<p>(二九九 公然猥褻)</p> <p>公ノ場所又ハ公衆ノ目ニ觸ル可キ場所ニ於テ猥褻ノ所爲ヲ行ヒタル者</p>

	<p>(九 猥褻物販売) 春畫及ヒ其類ノ諸器 物ヲ販賣スル者</p>
<p>拜所ニ對シ公然不敬ノ 神詞佛堂墓所其他禮 敬、説教等妨害</p> <p>(二六三 礼拝所等不 敬、説教等妨害)</p>	<p>*参考、刑法一七四條 *「第二編公益ニ關ス ル重罪輕罪」(第六章 風俗ヲ害スル罪) 中の 罪として</p> <p>(二五九 猥褻物陳 列・販売) 風俗ヲ害スル冊子圖 畫其他猥褻ノ物品ヲ公 然陳列シ又ハ販賣シタ ル者ハ四圓以上四〇圓 以下ノ罰金ニ處ス *参考、刑法一七五條</p>
<p>ノ所爲ヲ行ヒタル者</p>	<p>(四〇〇 猥褻物陳 列・販売等) 風俗ヲ害スル冊子、 圖畫其他猥褻ノ物品ハ 「ヨ」公然陳列シ販賣シ 又ハ販賣若クハ賃貸ニ 供シタル者(附加刑と して、「其冊子、圖畫、 物品ハ之ヲ沒收ス」)</p> <p>(四〇一 神仏・死者 不敬、説教等妨害) 神詞、佛堂、墓所其 他禮拜所ニ於テ神佛又 ハ死者ニ對シ公然不敬</p>



<p>以下には、違式註違條例の定める犯罪類型のうち、旧刑法、警察犯処罰令又は軽犯罪法に継承されなかつたもののみを挙</p>		
	<p>以下には、違式註違條例の定める犯罪類型のうち、旧刑法、警察犯処罰令又は軽犯罪法に継承されなかつたもののみを挙</p>	<p>所爲アル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス 若シ説教又ハ禮拜ヲ妨害シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス *参考 刑法一八八条</p>
<p>明治二三年案 完</p>	<p>（四〇九 無錢飲食・乗船車） 價ヲ償フ能ハサルコトヲ知テ旅店、飲食店、其他飲食物ノ販賣者ヲシテ飲食物ヲ供給セシメタル者 賃金ヲ償フ能ハサルコトヲ知テ營業ノ船車ニ乘リタル者</p>	<p>若シ説教又ハ禮拜ヲ妨害シタル者ハ一等ヲ加フ</p>

げる。

違式罪目

(六 上納銀懈怠)

地券所持ノ者諸上納銀ヲ怠リ地方ノ法ニ違背致ス者

▽削除 明治七年三月一四日太政官達三〇号

(一〇 病・死禽獸販売)

病牛死牛其他病死ノ禽獸ヲ知リテ販賣スル者

(一一 混浴渡世)

男女入込ノ湯ヲ渡世スル者

(一四 無届外国人止宿)

外国人ヲ無届ニテ止宿セシムル者

▽改正 明治一一年二月二一日内務省達乙一五号「旅行免状ヲ持タサル外国人ヲ私ニ止宿セシムル者」

(一五 外国人私雑居)

外国人ヲ私ニ雑居セシムル者

(一八 火事乗馬)

火事場ニ關係ナクシテ乘馬スル者

(二一 男女相撲等興行)

男女相撲并ニ蛇遣ヒ其他醜體ヲ見世物ニ出ス者

(二三 無断海藻類採)

他人持場ノ海藻類ヲ断リナク採ル者

(二四 他人持場等魚筭設置)

<p>他人ノ持場又ハ免許ナキ場所ニ魚筭ヲ設ル者</p>	<p>(二五) 毒藥等使用魚鳥捕獲) 毒藥并ニ激烈氣物ヲ用ヒ魚鳥ヲ捕フル者</p>	<p>(二六) 無斷我田引水) 他人分ノ田水ハ勿論組合持ノ田水ヲ斷リナク自恣ニ我力田ニ引入ル者</p>	<p>(二九) 堤破壊、無斷田園掘削) 堤ヲ壞チ又ハ斷リナク他人ノ田園ヲ掘ル者</p>	<p>(三〇) 道敷内植物植付・汚物堆積往來妨害) 道敷内ニ菜蔬豆類ヲ植或ハ汚物ヲ積ミ往來ヲ妨クル者</p>	<p>(三三) 馬夫等結託稼業妨害) 馬夫或ハ日雇稼ノ者等仲間ヲ結ヒ他人ノ稼ヲ爲スニ故障スル者</p>	<p>(三四) 神仏・祭事仮托他人妨害) 神佛祭事ニ托シ人ニ妨害ヲナス者</p>	<p>(三五) 死牛馬路上皮剥・肉裂) 往來ニテ死牛馬ノ皮ヲ剥キ肉ヲ屠ル者</p>	<p>(三八) 空白) ▽布達前に削除か？</p>	<p>(三九) 御用提灯等濫用) 禦用ト書タル小旗提燈等ヲ免許ナク猥リニ用ル者</p>	<p>(四〇) 繫舟無斷使用) 他人ノ繫舟ヲ無斷棹シ遊フ者</p>
-----------------------------	---	---	---	--	---	--	---	-------------------------------	---	---------------------------------------

<p>(四二) 神社・仏閣器物類破毀 神社佛閣ノ器物類ヲ破毀スル者</p>	<p>(外国船証書不所持乗込) 一 乗船証書ヲ所持セスシテ外國船ヘ乗込ミシ者 (乗船証書再用) 一 乗船証書ヲ再用スル者</p>	<p>註違罪目 ▽追加 明治九年三月三〇日内務省達丙一三号 (大阪府、神奈川県、長崎県、新潟県、兵庫県宛)</p>	<p>(四三) 馬車小路馳走) 狭隘ノ小路ヲ馬車ニテ馳走スル者</p>	<p>(四八) 婦人断髮) 婦人ニテ謂レナク断髮スル者</p>	<p>(四九) 荷車・人力車行人迷惑) 荷車及ヒ人力車行逢ウ節行人ニ迷惑ヲカケシ者</p>	<p>(五〇) 無蓋糞桶搬運) 下掃除ノ者蓋ナキ糞桶ヲ以テ搬運スル者</p>	<p>(五一) 止宿人名無記載・無届) 旅館屋徒世ノ者止宿人名ヲ記載セス或ハ之ヲ届ケ出テサル者</p>	<p>(五五) 汚穢物・石礫等軽率抛澆) 廳忽ニ依リ人ニ汚穢物及ヒ石礫等ヲ抛澆セシ者</p>	<p>(五七) 空白)</p>
---	--	---	---	-------------------------------------	---	--	---	--	-----------------

▽布達前に削除か？

(五九) 牛馬誤解放人家侵入)

誤テ牛馬ヲ放チテ人家ニ入レシメシ者

(六一) 巨大風揚妨害)

巨大ノ紙鳶ヲ揚ゲ妨害ヲ爲ス者

(六二) 酔余・悪戯車馬往來妨碍)

酔ニ乘シ又ハ戯レニ車馬往來ノ妨碍ヲナス者

(六三) 雑魚乾場妨害)

雑魚乾場ニ妨害ヲナス者

(六四) 海苔乾場妨害)

海苔乾場ニ妨害ヲナス者

(六五) 魚筮等妨害)

他人ノ魚筮等ニ妨害ヲナス者

(六八) 竹木妨害、枝葉拾取)

他人ノ竹木ニ妨害ヲナシ又ハ枝葉ヲ拾取ル者

(六九) 獵場妨害)

他人ノ獵場ニ妨害スル者

(七〇) 植籬・牆垣損害)

他人ノ植籬牆垣ヲ損害スル者

(七一) 並木・苗木加害)

往還ノ並木及ヒ苗木ヲ徒ニ害スル者

<p>(七四) 牛馬誤解放田圃等損害 誤テ牛馬ヲ放テ他人ノ田圃及ヒ物品ヲ損害スル者</p>	<p>(七五) 争論荷担 猥リニ他人ノ争論ニ荷擔スル者</p>	<p>(七七) 牛馬牧場外放飼 牧場外猥リニ牛馬ヲ放テ飼スル者</p>	<p>(七九) 墳墓等供品類毀損 他人ノ墳墓等ノ供品類ヲ猥リニ毀損スル者</p>	<p>(八〇) 水車・水碓等妨害 水車水碓等ニ妨害ヲナス者</p>	<p>(八一) 車馬・駕籠等勸誘過言 行人ニ強テ車馬駕籠等ヲ勸メ過言ヲ申掛ル者</p>	<p>(八二) 曝網妨害 他人ノ曝網ニ妨害ヲナス者</p>	<p>(八三) 海苔柵内侵入 他人ノ海苔柵内ヘ斷リナク船ヲ棹シ入ル者</p>	<p>(八五) 標柱牛馬繫留・破毀 總テノ標柱ニ牛馬ヲ繫キ或ハ破毀スル者</p>	<p>(八七) 神祠等樂書 神祠佛堂又ハ他人ノ垣壁等ニ樂書ヲナス者</p>	<p>(八八) 瓦礫・竹木等田畝投入</p>
---	-------------------------------------	---	--	---------------------------------------	---	-----------------------------------	--	--	---	------------------------

田畝中ニ瓦礫竹木等ヲ投入スル者

(八九) 遊園・路傍植物加害

遊園及ヒ路傍ノ花木ヲ折リ或ハ植物ヲ害スル者

(九〇) 古草鞋等並木投掛

往來並木ノ枝ニ古草鞋等ヲ投掛ル者

おわりに

軽微な犯罪とされるものは、これまで違式註違條例の八三類型から徐々に減少して軽犯罪法の三四類型となり、少なくとも数的には洗練の道をたどってきたといえよう。違式註違條例の定めた罪の八割以上、旧刑法の定めた罪のほぼ七割、警察犯処罰令の定めた罪の半数が軽犯罪法には受け継がれていない。

他方、軽犯罪法の定める罪のうち、みずから新たに定めた罪は兇器携帯(一条二号)などの六類型にすぎない。これら以外の二八類型は、旧法令の定めた罪の趣旨を継承したものでありである。その内訳は、違式註違條例の定めたものを源とするものが消灯(一条六号)など一〇類型、旧刑法の定めたものを源とするものが潜伏(一条一号)など九類型、警察犯処罰令の定めたものを源とするものが公共会堂・船車内等粗暴言動(一条五号)など九類型<sup>(17)</sup>である。軽犯罪法の定めた罪の八割を優に超える。

これらは、いずれも明治期に定められた罪であるが、このような行為が今でも好ましいものでないことはいうまでもない。しかし、問題は、これに刑事制裁を加えることの当否である。その必要性があるか、根拠があるかである。行為によつては、時代の変遷―文化の進展があえて刑事制裁を加えることの必要性を失わせていることもある。

また、刑事制裁ではなく将来の文化の進展に委ねる方が得策であるということもあろう。その違法の程度がもともと軽微なものであっただけに、今なおその評価を維持できるかという検証が必要であるように思われる。

このことは、軽犯罪法がみずから新たに定めた罪についても、もちろん同様である。第二次世界大戦後の特殊な社会事情を反映したものについては、そのような事情の継続性・現在性の有無をも含めた検証が必要となる。特に兇器携帯（一条二号）、侵入用具携帯（一条三号）については、それじたいが抽象的危険すら含まない行為の当罰性が問題となろう。<sup>(18)</sup>

注

(17) ここには、すでに明治三三年案に現れていた動物虐待（一条二一号）も算入してあるが、これは、動物虐待の罪の源になった「法令」を基準としたためである。

(18) 参照、前掲注（4）

（二〇一三年五月一八日稿）